

別添

人・農地プランの具体的な進め方について

1 趣旨

人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（以下「中心経営体」といいます。）、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるものです。平成 24 年に開始され、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」といいます。）第 26 条に、農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段として位置付けられています。

人・農地プランは、平成 29 年度末現在、1,587 市町村において、15,023 の区域で作成されています。この中には、地域の徹底した話し合いに基づいたプランが既に作成されている地域がある一方、地域の話し合いに基づくものとは言い難いものもあるところです。

その要因としては、将来農地の出し手となる者の個人名や対象農地などの詳細な記載を求めたことにより、人・農地プランに記載されると農業からの引退を迫られるように誤解させる面があったこと、市町村の農業関係職員が減少し、プランのコーディネートが十分にできていなかったこと、新規就農対策などの支援措置を活用するために必要な範囲でプランを作成している実態があったこと等によるものと考えています。

このため、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、市町村、農業委員会など関係者の参加の下で、アンケートや地図を活用し、地域の話し合いの場において、農業者が地域の現況と将来の地域の課題を関係者で共有することにより、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成につなげていけるよう、以下の取組を推進するものとします。

2 人・農地プランの具体的な進め方

(1) 人・農地プランの実質化の要件

以下の①から③までが行われている人・農地プランを「実質化された人・農地プラン」とします。

① アンケートの実施

人・農地プランの作成に取り組む地区（以下「対象地区」といいます。）の相当部分について、おおむね 5 年から 10 年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること。

② 現況把握

対象地区において、アンケート調査や話し合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること。

③ 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成

対象地区を原則として集落ごとに細分化し、5 年から 10 年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めること。

(2) 人・農地プラン作成の具体的な進め方

人・農地プランの作成は、以下の手続により進めるものとします。

① アンケートの実施

市町村や農業委員会は、対象地区の農業者に対して、その年齢、後継者の有無等を把握するため、(1)の①のアンケート調査等を行います。

② 地域の状況の地図化

市町村は、①のアンケート調査等で把握した地域における農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保状況その他の必要な情報を地図に落とし込み、話合の際に活用します。

なお、農業委員会は、地図化に当たり、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供を行います。

③ 地域の徹底した話合い

市町村は、地域の農業者等が集まる様々な会合を活用し、地域の話合いの場を設けます。地域の話合いに参加した農業者等は、②の地図を活用して農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を把握し、(1)の③の中心経営体への農地の集約化に関する将来方針（以下「将来方針」といいます。）等について話し合います。

なお、農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員の地域の話合いの場への出席や当該話合いの場での農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供その他地域の話合いの円滑な実施のために必要な協力を行います。

④ 話合いの結果の取りまとめ及び公表

市町村は、市町村において効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者によって構成する会議（以下「検討会」といいます。）を設け、その意見を聴いた上で、話合いの結果を取りまとめ、人・農地プランとして公表します（人・農地プランの様式は別紙1を参照してください）。

(3) 人・農地プラン作成上の留意事項

地域の農業者及び市町村等の関係者が人・農地プランの作成に取り組む場合には、以下の事項に留意してください。

① (1)の①の「アンケートの実施」について

ア 人・農地プランの区域は、地域の実情に合わせて設定してください。ただし、話合いの単位としては、原則として集落が適当です。

既に市町村の区域全域で人・農地プランを作成している場合には、その区域を改めて変更する必要はありませんが、(1)の要件を満たす地区だけが「実質化された区域」となることに注意してください。

イ 「対象地区の相当部分」とは、アンケートに回答した農地の所有者又は耕作者の耕作面積が対象地区内の遊休農地を除く農地の少なくとも過半を占めていることとし、担い手への農地の集積が進んでいる市町村においては、より高い割合で回答を得るようにしてください。

ウ 「おおむね5年から10年後」とは、対象地区における農地の維持管理が困難になるおそれがあると想定される時期を地域の実情に応じて設定してください。例えば、現時点で後継者が十分確保できている地区であれば10年後、中山間地域など後継者が不足している地区であれば5年後、などと設定してください。

エ アンケートは必ずしも毎年行う必要はなく、想定している期間（5年

後、10年後、など)の経過前に見直してください。人・農地プランの見直しも毎年行う必要はなく、むしろ、見直さなくてすむ、しっかりしたものを作ることが必要です。

オ アンケートには、人・農地プランを実現させるために必要な項目を追加することができます。

例えば、以下のような項目が考えられます。これらはいずれもアンケートにおける必須項目ではありませんが、人・農地プランを実効性あるものにするためにはいずれも重要な項目です。

- (ア) 農地の貸付けに関する意向
- (イ) 農地中間管理機構の活用に関する意向
- (ウ) 地域外の人材の確保に関する意向
- (エ) 基盤整備の実施に関する意向
- (オ) 作物生産に関する意向
- (カ) 鳥獣被害防止対策に関する意向
- (キ) 災害対策に関する意向

カ 過去2年から3年の間にアンケートを実施している場合や、土地改良事業の近年の完了地区や実施中の地区又は実施予定地区で賃借の意向が既に把握できている場合等、アンケート以外の方法により将来の農地の利用の意向が把握できている場合は、改めてアンケートを実施しなくてもこれらの情報を活用することができます。

② (1)の②の「現況把握」について

ア 「地図」は、対象地区の農地利用の現況を客観的に把握するためのものであり、農地の出し手を特定するものではありません。ただし、地域の判断により、貸付け意向等を任意で記載することもできます。

イ 話合いに活用する「地図」には、必ずしも一筆単位で情報が記載されている必要はありません。また、例えば、近い将来の農地の出し手と受け手が色分けされた地図を活用して話合いが活性化している場合には、引き続きそのような地図を活用することができます。

ウ 地図の作成に当たっては、以下のシステムなどを活用することが有効です。

- (ア) 農地情報公開システム
- (イ) 農業委員会独自の地図情報システム
- (ウ) 水土里情報システム
- (エ) 市町村独自の地図情報システム
- (オ) 農協の地図情報システム

これらのシステムが活用できない場合には、当面、ほ場の境界線の入った模造紙の地図に手書き等で直接記載することも検討してください。

エ 地図を用いて現況が確認できれば、遊休農地のうち荒廃農地の非農地化の取組について検討することができます。

オ 「年齢階層別の就農の状況」は、5年から10年後の農地利用の在り方を議論する上で適切な形で示すことが必要です。例えば、「70歳以上の者の就農の状況」など、一定年齢階層以上の状況をまとめて記載することもできます。

カ 「農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況」は、地域の判断により、個人が特定されないように表記することができます。

③ (1)の③の「将来方針の作成」について

ア 「中心経営体」とは、

- (ア) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」といいます。）第12条第1項に定める農業経営改善計画の認定を受けた者をいいます。以下同じです。）
- (イ) 認定新規就農者（基盤法第14条の4第1項に定める青年等就農計画の認定を受けた者をいいます。以下同じです。）
- (ウ) 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいいます。以下同じです。）
- (エ) 市町村の基本構想（基盤法第6条第1項に定める基本構想をいいます。以下同じです。）に示す目標所得水準を達成している農業者などが位置付けられます。

イ 養豚などの営農類型のような農地利用を行わない認定農業者については、対象地区の農地利用の話合いに参加してもらうことに無理があると考えられるので、アンケートの実施の過程で、後継者の確保状況などを含め、将来にわたって事業が安定的に継続される見込みが確認された場合には、必ずしも対象地区の話合いに参加しなくても中心経営体に位置付けることができます。

ウ 将来方針の内容としては、例えば、次のようなものが考えられます。

「A集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者a、bが担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。」

エ 将来方針を実現させるために必要と考えられる取組の方針は積極的に記載することが期待されます。

例えば、以下のような方針が考えられます。

(ア) 対象地区における貸付け意向のある農地の地番及びその面積

貸付け意向を確認した個々の農地の地番及び面積を記載します（意向を確認した農地を農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月28日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金要綱」といいます。）第3の2に定める農地利用最適化交付金の成果実績払の対象とする場合には、地番及び面積の把握が必要です。）

(イ) 農地中間管理機構の活用方針

例えば、次のようなものが考えられます。

「〇〇地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。」

「中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への再配分を進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。」

(ウ) 基盤整備への取組方針

例えば、次のようなものが考えられます。

「農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、〇〇地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。」

(エ) 作物生産に関する取組方針

例えば、次のようなものが考えられます。

「米、麦などの土地利用型作物についてはブロックローテーションに取り組むとともに、土地利用型作物以外に、〇〇地区を中心に収益性の高い〇〇や〇〇などの園芸作物の生産や、特産加工に向けた〇〇の生産に取り組む。」

(オ) 鳥獣被害防止対策への取組方針

例えば、次のようなものが考えられます。

「地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。」

(カ) 災害対策への取組方針

例えば、次のようなものが考えられます。

「水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、〇〇や〇〇などに取り組む。」

オ 細分化する「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定することができます。

カ 将来方針は、必ずしも（１）の②の「地図」に落とし込む必要はありません。また、「５年から１０年後に農地利用を担う中心経営体」と個々の農地とを対応させる必要はありません。

④ （２）の③の「地域の徹底した話し合い」について

ア 対象地区で現に耕作を行う中心経営体が引き受けられる農地面積と将来的に貸付け等が見込まれる農地面積を比較し、中心経営体が引き受けきれない農地をどうするか考え、話し合うことが有効です。

イ 地域の担い手の確保に当たっては、現状を固定的に考えないことも必要です。基盤整備を行って農地の条件を改善する、中山間地農業ルネッサンス事業（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める事業をいいます。）等を活用して花き等の高収益作物を新たに導入して新たな担い手を確保するといった方針を検討してみてください。

それでも地域に担い手がない、又は不足するときは、話し合いの過程で市町村や農地中間管理機構に相談してください。農地中間管理機構には、当該地区の内外で農地の借受けを希望する者のリストがあります。また、市町村などで新規就農者支援を行っている場合には、これを活用することも検討してください。

また、市町村は、基本構想において定めている地域の目標所得水準が実情に合っているかどうか、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産事務次官依命通知）別紙 4 の第 1 の 1 の（５）に基づき農業関連事業を所得の計算に含めているか等を確認し、

地域の農地利用を担っている方を認定農業者として積極的に位置付けることを検討してください。

例えば、自ら行う農業のほか、地域の農作業を請け負うことにより、5年から10年後の将来にわたって認定農業者と遜色のない事業所得と労働時間を確保できると見込まれる農業者などは、農作業請負を関連事業とみて認定農業者として認定することが可能です。

- ウ 将来方針を作成するに当たっては、農地の所有者、現在の利用者と将来の担い手とが話し合う場を設けてください。その場合、地域の農地利用の現在と将来についてより深く議論し、取組の実行性を高めるためにも、「現在の利用者」に入作者を含めるほか、「将来の担い手」として新たに地域で農業を行うことに意欲的な者（例えば、農地中間管理機構に対してその地域内での農地の借受けを希望している者、その地域内で新規就農を希望している者など）にも幅広く参加を働きかけていくことが大切です。

なお、これらの者がはじめから一堂に会すると議論がしにくいなどの事情があるときは、地域の話合いとは別に担い手同士が集まる場を設けたり、その場において、地域で信頼される利害関係のない第三者が、担い手同士の農地利用について調整役を担うなどの工夫を行ってください。

- エ 地域の話合いを円滑に進めるために、必要な場合は、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、都道府県の普及指導センター、農地中間管理機構の現場コーディネーター等をコーディネーター役として活用することが有効です。また、コーディネーター役としては、行政経験のある地域の方を活用することも有効です。

特に、農業委員、農地利用最適化推進委員は、人・農地プランの実質化に向けた話合いにおいてコーディネーター役として中心的な役割を担うことが期待されます。

- オ 話合いに当たっては、参加者の会議拘束時間の軽減を図るため、集落の寄合いや農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項に定める農業者団体、地域運営組織等の会合など既存の話合いの場を積極的に活用することを考慮してください。

- カ 将来の農地利用の在り方を真剣に議論していただくためには、その気運をどのように盛り上げていくのかが極めて重要です。このためには、時間軸を現在近辺より長期にとって考える環境作りが大切です。コーディネーター役は、必要に応じて、例えば、

(ア) 農地や水利等の整備の過去の経緯を示す（対象農地は先人が私財を投じて開墾した農地であることを思い起こさせるなど）

(イ) 市町村における人口や農業就業人口の将来見通しなどの客観データを示す

(ウ) 「自分の子供が農地を相続する時に集落はどうなっていて、子供は何を思うだろうか」など、将来の具体的な状況が目に見えるような質問を発する

(エ) アンケートとは別に、地域の実情に精通した方や地元の大学の先生の意見を、セカンドオピニオンとして聞く

などの手法を検討してください。

⑤ (2)の④の「話し合いの結果の取りまとめ及び公表」について

ア 検討会について

- (ア) 検討会は、効率的かつ安定的に農業経営を営む者のほか、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等地域のコーディネーター役を担う関係機関が全体の相当数を占めるように構成してください。
- (イ) 検討会への女性農業者の参画は必須とし、検討会の構成員のおおむね3割以上は女性農業者で構成してください。
- (ウ) 検討会においては、地域の話し合いが適切に行われているか、担い手の意向が反映されているか等を審査するとともに、今後の地域の話し合い等が円滑に進むよう地域の農業者等に対する助言を行ってください。
- (エ) 市町村は、検討会での審査・検討の結果について記録を作成・保管するとともに、検討会で出された助言について地域へ情報提供してください。

イ 人・農地プランの変更

市町村は、人・農地プランを変更する場合には、中心経営体の名称等の変更や③のイに該当する中心経営体の追加等地域の話し合いと関係のない軽微な変更の場合を除き、(2)の④の手続きをとってください。

ウ 人・農地プランの公表

市町村は、公表する人・農地プランの内容に中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報を含めようとする場合には、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触することのないよう留意してください。

⑥ その他人・農地プランの実質化に当たって参考となる事項

ア 人・農地プランの実質化に取り組む主体、推進体制、コーディネーター役及び関係機関との役割分担については、市町村が、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等地域のコーディネーター役を担う関係機関と調整の上、例えば協定書の形で取りまとめて明確にすることを検討してください。

なお、人・農地プランの推進体制には、まず、人・農地プランの取りまとめ役である市町村と、必要な協力を行う農業委員会は、参加してください。

加えて、例えば、ブロックローテーションや新規就農の育成・確保等特色ある取組を行っている場合には農業協同組合や市町村公社、基盤整備の実施に向けた合意形成を行っている場合には土地改良区、農地中間管理事業の重点区域や農地中間管理機構の現場コーディネーターが貸付け意向の掘り起こしを行っている場合には農地中間管理機構、その他必要な場合には普及指導員等に参加していただくなど、地域の実情に応じた話し合いをサポートする体制を構築してください。

更に、各都道府県の農業法人協会等の担い手に関する団体についても、人・農地プランの話し合いの開催情報等を会員に周知し、積極的な参加を促すこと等を通じて連携を図るようにしてください。

イ 都道府県における推進体制は、都道府県、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等によって構成される農地中間管理事業を推進するための協議会等の既存の枠組の活用を検討してください。

また、都道府県は、管内における人・農地プランの作成の取組を支援するため、こうした既存の枠組も活用しながら、市町村及び地域のコーディネー

ター役を担う関係機関に対して、地域の実情を踏まえた効果的な推進方法等について説明や助言を行うとともに、各地の取組等に関する情報の収集やその提供による普及啓発、市町村相互の意見交換の促進、普及指導員その他の都道府県職員による地域の話合いへの積極的な参加等について検討してください。

ウ 人・農地プランの作成に当たって活用できる補助事業は、以下のとおりです。

(ア) 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」といいます。）第 2 に定める事業

市町村が行うアンケートの実施、地図の作成、コーディネーター役への研修等に活用できます。

(イ) 農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 3 に定める機構集積支援事業
農業委員会が行うアンケートの実施に活用できます。

(ウ) 交付金要綱第 3 に定める交付金

農業委員・農地利用最適化推進委員が、話合いに参加し、意向調査等の情報を報告する等の活動を行う場合に、活動や成果に応じて交付します。

(エ) 農業経営法人化支援総合事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3500 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 の（1）に定める農業経営者サポート事業

普及指導員や営農指導員の経験者、行政経験のある地域の方などをコーディネーター役や中立的な立場で助言する専門家として派遣する場合等に活用できます。

⑦ 実質化された人・農地プランの検証

ア 実質化された人・農地プランは、作成するだけでなく、実行することが大切です。

このため、市町村は、人・農地プランに定めた「将来方針」の進捗状況について確認し、プランで定めた中心経営体への農地の集約化が思うように進んでいない場合には対策を検討するなど、不断の検証を行ってください。

イ 実質化された人・農地プランは、各種補助事業の要件となっていることを踏まえれば、国としても、人・農地プランを提出いただき、そのプランが実質化していると判断しがたい場合には、該当する市町村に対する質問や、改善に向けた指導等を行っていきます（3 の「既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域」及び 4 の「一定の要件を満たした上で「実質化された人・農地プラン」として取り扱える同種取決め等」についても同様です。）。

3 既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域について

既存の人・農地プランのうち、以下の基準を満たすものは、2 の（1）の「実質化された人・農地プラン」とみなすことができます。市町村は、「実質化された人・農地プラン」とみなせる区域と判断した場合には、その旨をホームページで公表してください。

(1) 既に実質化しているか否かの判断基準

既存の人・農地プランの区域の全部又は一部のうち、2の(1)の「実質化された人・農地プラン」とみなせる区域は、当該区域内の相当部分の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている区域とします。

(2) 留意事項

- ① (1)の「相当部分」とは、「過半」とします。
- ② (1)の「実質化された人・農地プラン」とみなせる区域」の範囲は、集落など実際の話合いの単位です。具体的には、市町村が主体的に判断してください。
- ③ 1集落1農場のように、集落営農組織・法人が中心経営体となっている人・農地プランについては、オペレーターや構成員となる農業者の後継者が確保されていることを確認することなどにより、将来にわたってその集落営農組織・法人の事業が安定的に継続される見込みが確認できる場合には、出し手が特定されていなくても、「実質化された人・農地プラン」とみなせます。

4 一定の要件を満たした上で「実質化された人・農地プラン」として取り扱える同種取決め等について

人・農地プランの実質化においては、農村地域における担い手の確保や農地の利用、土地改良施設の維持・更新等に関する話合いの機会を活用することが有効なことから、人・農地プラン以外の同種取決め等に定めた特定の区域において、以下の手続が講じられた場合には、2の(1)の「実質化された人・農地プラン」の区域として取り扱うものとします。

- (1) 人・農地プラン以外の取決め等に定めた特定の区域において、2で示した方法により、アンケート調査や地図による現況把握を行い、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を定めた場合には、当該取決め等の作成主体が、当該特定の区域と方針(中心経営体のリストを含む。)を定めた取決め等(話合いで活用した地図の写しを含む。)を、関係市町村の人・農地プラン担当部局に通知することとします。
- (2) (1)の通知を受けた関係市町村は、その内容を確認し、(1)に定める「特定の区域」の取決め等が実質化されていると判断した場合には、2の(2)の④に定める「検討会」の意見を聴いた上で、当該関係市町村の実質化された人・農地プランの区域とすることとします。
- (3) なお、関係市町村が、(1)の通知を受けて、当該取決め等の内容が実質化されていないと判断した場合には、作成主体に改善を促し、改めて判断します。

(注)「人・農地プラン以外の取決め等」としては、例えば、以下のものが考えられます。

- ① 多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第4の2に規定する「地域資源保全管理構想」
- ② 中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第6の2の(1)に規定する「集落協定」
- ③ 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知)第5に規定する「集積・集団化等

促進基盤整備計画」、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号）別紙 1 - 1 第 6 の 1 に規定する「農用地利用集積促進土地改良整備計画」等の整備計画

- ④ 果樹産地構造改革計画について（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 生産第 8112 号農林水産省生産局長通知）第 1 に規定する「果樹産地構造改革計画」

5 その他

(1) 工程表の作成及び公表

- ① 市町村は、人・農地プランの作成に取り組むに当たり、農家組合や集落営農等の代表や地域のコーディネーター役を担う関係機関の意見を聴きながら、対象地区ごとにその実情に応じた工程を明らかにしてください。なお、要綱第 4 の 1 の規定に基づき、別途工程表を提出している場合は、この限りではありません（工程表の様式は別紙 3 を参照してください。）。
- ② 市町村は、①により工程表を作成した場合には、速やかに都道府県に提出するものとします。
- ③ 都道府県は、②により市町村から提出のあった工程表の内容を確認し、気づきの点があれば市町村に確認、助言した上で、順次、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」といいます。）へ提出するものとします。
- ④ 地方農政局等は、③により都道府県から提出のあった工程表の内容を確認し、気づきの点について確認、助言した上で、内容が適切と判断した場合には、都道府県を通じてその旨を市町村へ連絡するものとします。
- ⑤ 市町村は、④の連絡があった場合には、速やかに工程表をホームページで公表するものとします。
- ⑥ 市町村は、災害等を受けるなどやむを得ない事情がある場合には、工程表を修正することができます。なお、工程表を修正した場合には、上記の①から⑤までの手続をとってください。

(2) 人・農地プランの提出等

① 人・農地プランの提出

ア 市町村は、作成・更新した人・農地プラン及び話合いで活用した地図の写しを都道府県に提出するものとします（要綱第 6 の 1 の規定に基づき、人・農地プラン及び地図の写しを都道府県に提出している場合は、この限りではありません。）。この場合、更新した人・農地プランについては、変更箇所があるページのみ提出や変更箇所を新旧対照表方式で示した書類の提出により代えることができます。

イ 都道府県は、アにより市町村から提出のあった人・農地プラン及び話合いで活用した地図の写しのうち、年度末までに作成・更新されたものについて、翌年度の 5 月末までに地方農政局等に提出するものとします（要綱第 6 の 2 に基づき、人・農地プラン及び地図の写しを地方農政局等に提出している場合は、この限りではありません。）。

② 既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域の提出

ア 市町村は、3 により「既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域」を公表した場合には、別紙 2 及び当該人・農地プランを都道府

県に提出するものとします。

イ 都道府県は、アにより市町村から年度末までに報告のあった内容について、翌年度の5月末までに地方農政局等に提出するものとします。

③ 「実質化された人・農地プラン」として取り扱える同種取決め等の提出

ア 市町村は、4により同種取決め等に定める特定の区域を実質化された人・農地プランの区域として取り扱えると判断した場合には、その特定の区域を定めた「同種取決め等」を都道府県に提出するものとします。

イ 都道府県は、アにより市町村から年度末までに報告のあった特定の区域を定めた「同種取決め等」について、翌年度の5月末までに地方農政局等に提出するものとします。

(3) 人・農地プランに係る個人情報の取扱い

① 個人情報保護への配慮

都道府県、市町村及び農業委員会は、人・農地プランの作成、確認等に際して得た個人情報について、個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱うよう留意してください。

法第26条第2項の規定に基づき、2の(1)の②の「地図」を活用して、市町村が農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保の状況その他の必要な情報を提供する場合においても、市町村の個人情報保護条例等を遵守した上で情報提供を行うことが前提となり、原則として特定の個人が識別される情報を提供するには、本人の同意を得る必要があります。仮に本人の同意が得られない場合には、農業者の年齢別構成や後継者の確保状況を割合で示すなど、条例に抵触しない範囲で、話合いの活性化に資するよう積極的に情報提供を行うように工夫してください。

② 本人に同意を得るべき事項

個人情報の取扱いにおいて、本人に同意を得るべき事項としては、以下の事項が考えられます。

ア 人・農地プランの作成に向けた地域の話合いや検討会に利用すること、作成したプランの国や都道府県への報告に利用すること及び農地中間管理機構の業務に利用すること。

イ 人・農地プランの実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること。

ウ 人・農地プランの作成等が要件や優先配慮事項等となっている各種関連事業の申請手続等に利用する場合があること。

エ 農林水産統計調査の調査事項の確認、補完等に利用すること

オ アからエまでの実施に伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

(4) 中心経営体への働きかけ

市町村は、人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられるべき中心経営体の中に、2の(3)の③のアの(エ)の「基本構想水準到達者」に該当する経営体がある場合には、当該経営体に対し認定農業者の認定を得るよう、積極的に働きかけてください。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鴨川市	川代地区	令和4年〇月〇日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	42.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	36.6ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.5ha
④地区内における中心経営体が引き受けている耕作面積の合計	11.9ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15.2ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・農業者の高齢化が進んでいるものの、農業者農地の集積により、担い手の規模拡大が進む。
- ・兼業化が進み、高齢化や農業機械の更新を契機とした農業離れ等により、農業の担い手不足が深刻な状況となっているため、新たな担い手の育成が必要。
- ・今後、農地を守るためには、農地を貸出で耕作してもらう。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

川代地区の農地利用は、中心経営体である認定農業法人ファームかわしろが担い、農地中間管理機構等を活用して、農地を中心経営体に集積して行く必要がある。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	(氏名・名称) 農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農	A氏	水稲	6.2 ha	水稲、野菜	6.2 ha	地域内
認農	B氏	水稲	3.1 ha	水稲、野菜	0 ha	営農組合へ併合
認農	C氏	水稲	2.2 ha	水稲、野菜	0.8 ha	一部営農組合へ 併合
認農法	(株)鴨川・楽育	水稲	0.4 ha	水稲、野菜	0.4 ha	地域内
認農法	(農)ファームかわしろ		0 ha	水稲、野菜	15.2 ha	地域内
計			11.9 ha		22.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、139筆、20,502.5㎡となっている。</p>
<p>○農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>○新規就農の促進 将来的な中心的経営体の育成・確保に向けて、国や県その他各種事業を活用し、新規就農時の経営負担軽減を図る。</p>
<p>○新規・特産化作物の導入方針 米等の土地利用型作物以外に、中心経営体が収益性の高い作物などの園芸作物の生産や6次産業化に向けた事業に取り組む。</p>
<p>○鳥獣被害防止対策の取組方針 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>○災害対策への取組方針 水害、高温害等の被害防止のため、パトロール強化に取り組む。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)			貸付(m ²)
1	大里	水神木	110	1,418.00
2	大里	宮前	256	991
3	大里	宮前	261	472
4	大里	房ヶ谷	292	224
5	大里	上ノ原	314	198
6	大里	上ノ原	315	469
7	大里	上ノ原	326	267
8	大里	上ノ原	330	254
9	大里	榎田	367	185
10	大里	榎田	375	614
11	大里	荒神畑	407	892
12	大里	松ノ下	468	185
13	大里	橋詰	70	862
14	大里	橋詰	75	99
15	大里	橋詰	76	1,421.00
16	大里	橋詰	77	9.91
17	大里	橋詰	81	300
18	大里	水神木	89	548
19	大里	水神木	124	13
20	大里	水神木	125	148
21	大里	下夕田	200	171
22	大里	宮前	217	307
23	大里	宮前	221	419
24	大里	松ノ下	443	1,173.00
25	大里	水神木	99	945
26	大里	水神木	105	1,269.00
27	大里	水神木	107	710
28	大里	水神木	108	132
29	大里	水神木	111	2,082.00
30	大里	水神木	117	819
31	大里	水神木	126	231
32	大里	水神木	127	743
33	大里	五反目	129	981
34	大里	五反目	131	304
35	大里	五反目	134	1,110.00
36	大里	五反目	135	119
37	大里	宇都木	144	545
38	大里	宇都木	145	1,358.00
39	大里	宇都木	146	545
40	大里	宇都木	148	198
41	大里	下夕田	174	618
42	大里	水神木	120	347
43	大里	水神木	128	138
44	大里	房ヶ谷	264	52
45	大里	房ヶ谷	273	42
46	大里	上ノ原	303	280
47	大里	上ノ原	319	135
48	大里	上ノ原	340	89
49	大里	松ノ下	454	76
50	大里	南ヶ谷	575	58
51	大里	南ヶ谷	575	423
52	大里	川間	7	343
53	大里	川間	10	83
54	大里	川間	12	558
55	大里	川間	13	353
56	大里	西ヶ谷	31	1,166.00

57	大里	西ヶ谷	33		396
58	大里	西ヶ谷	51	2	876
59	大里	西ヶ谷	54		1,173.00
60	大里	西ヶ谷	56	1	978
61	大里	橋詰	59		806
62	大里	橋詰	60		52
63	大里	橋詰	61		261
64	大里	橋詰	62		290
65	大里	橋詰	63		320
66	大里	橋詰	64		476
67	大里	橋詰	71		1,173.00
68	大里	水神木	86		188
69	大里	水神木	88		499
70	大里	水神木	91	1	1,120.00
71	大里	水神木	92	1	690
72	大里	水神木	92	2	717
73	大里	水神木	94		823
74	大里	宮前	232		350
75	大里	川間	26		909
76	大里	落合	612		912
77	大里	落合	613	1	917
78	大里	落合	623	1	195
79	大里	橋詰	73		1,461.00
80	大里	橋詰	74		803
81	大里	橋詰	78		773
82	大里	水神木	101	1	1,450.00
83	大里	南ヶ谷	576	1	148
84	大里	南ヶ谷	576	2	426
85	大里	南ヶ谷	580		257
86	大里	南ヶ谷	584		277
87	大里	下夕田	212	1	326
88	大里	下夕田	213	3	27
89	大里	宮前	235		489
90	大里	房ヶ谷	263		241
91	大里	房ヶ谷	279	4	1,209.00
92	大里	房ヶ谷	290	2	338
93	大里	房ヶ谷	291		234
94	大里	房ヶ谷	293		337
95	大里	房ヶ谷	294		337
96	大里	房ヶ谷	295		634
97	大里	上ノ原	313		737
98	大里	上ノ原	316		380
99	大里	上ノ原	317		280
100	大里	上ノ原	328		119
101	大里	上ノ原	329		264
102	大里	榎田	386		608
103	大里	榎田	392		538
104	大里	榎田	405		231
105	大里	松ノ下	441		360
106	大里	松ノ下	445		1,345.00
107	大里	松ノ下	447		26
108	大里	松ノ下	449		6.61
109	大里	松ノ下	450		598
110	大里	松ノ下	462		1,180.00
111	大里	松ノ下	463		158
112	大里	松ノ下	464		16
113	大里	松ノ下	471	1	160
114	大里	松ノ下	472	1	64
115	大里	松ノ下	473	1	46

116	大里	松ノ下	474	1	451
117	大里	宿前	528		327
118	大里	宿前	532	1	322
119	大里	宿前	559	2	611
120	大里	宿前	532	4	98
121	大里	西ヶ谷	45		380
122	大里	松ノ下	456		317
123	大里	宿前	526		89
124	大里	宿前	529		373
125	大里	南ヶ谷	569	1	310
126	大里	落合	614	1	228
127	大里	落合	625	1	95
128	大里	落合	626	1	344
129	大里	落合	627	1	278
130	大里	荒神畑	417	1	981
131	大里	宮前	237		59
132	大里	宮前	238		452
133	大里	宮前	248		234
134	大里	宮前	249		386
135	大里	宮前	250		439
136	大里	上ノ原	310		525
137	大里	榎田	370		466
138	大里	榎田	372		809
139	大里	宮前	222		661
140	大里	宮前	226		1,276.00
141	大里	宮前	233	1	555
142	大里	宮前	234		552
143	大里	宮前	236		436
144	大里	宮前	239		69
145	大里	宮前	253	9001	588
146	大里	宮前	253	9002	641
147	大里	橋詰	82		1,365.00
148	大里	橋詰	85		522
149	大里	水神木	102	2	66
150	大里	宮前	223		294
151	大里	松ノ下	460		340
152	大里	宿前	531	1	644
153	大里	宿前	531	5	90
154	大里	宿前	535	4	54
155	大里	宿前	559	3	564
156	大里	宿前	559	13	38
157	大里	宿前	559	17	29
158	大里	宿前	560	2	510
159	大里	宿前	561	2	379
160	大里	水神木	114		373
161	大里	水神木	118		552
162	大里	水神木	119		152
163	大里	五反目	132		231
164	大里	五反目	133		489
165	大里	五反目	138		178
166	大里	五反目	143		1,110.00
167	大里	宮前	227		1,140.00
168	大里	宮前	254		476
169	大里	房ヶ谷	266	1	544
170	大里	房ヶ谷	266	3	33
171	大里	房ヶ谷	267	1	413
172	大里	榎田	371		178
173	大里	榎田	373		717
174	大里	榎田	376		439

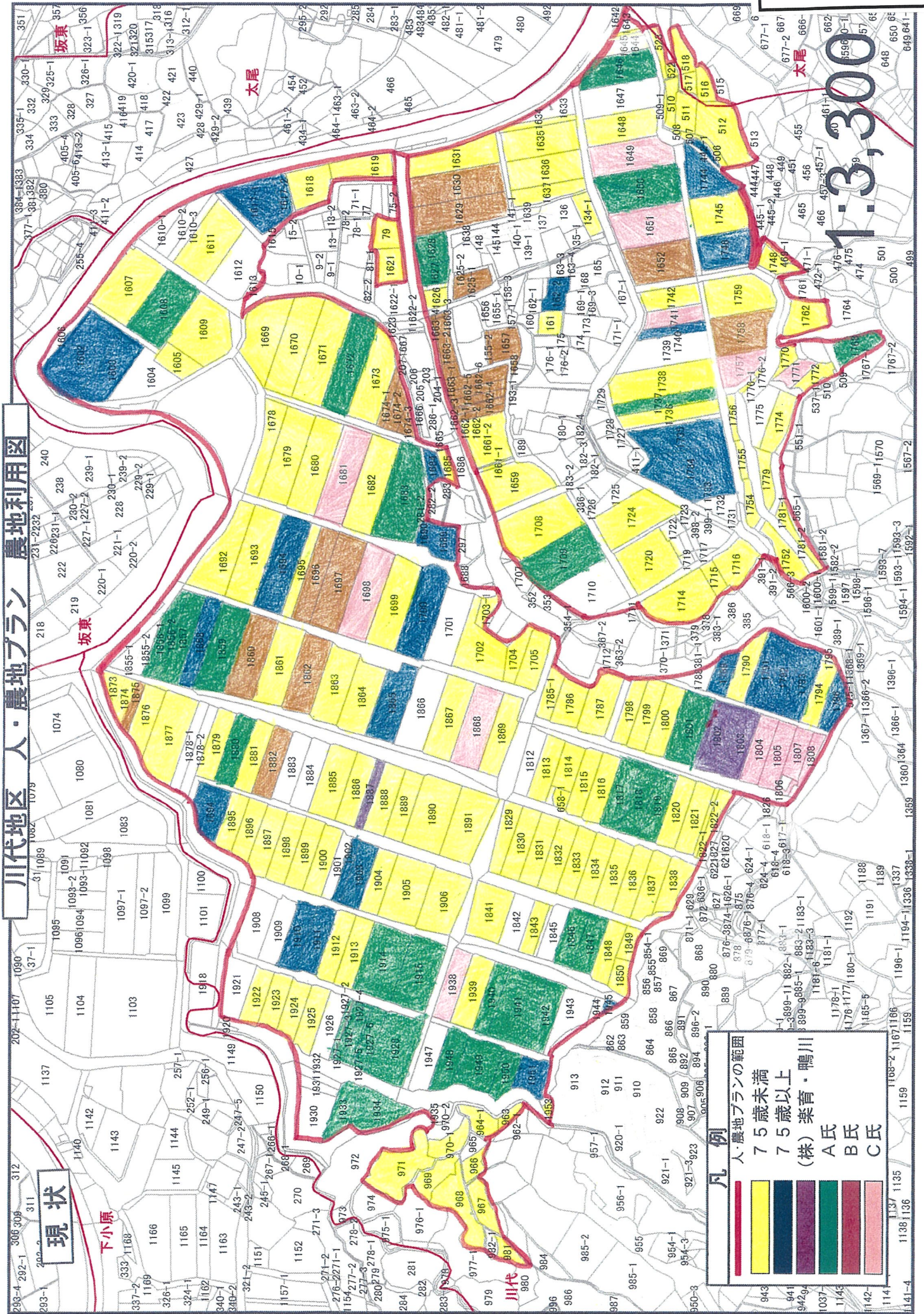
175	大里	榎田	378		310
176	大里	荒神畑	425		833
177	大里	松ノ下	466		6.61
178	大里	松ノ下	467		515
179	大里	松ノ下	470		446
180	大里	松ノ下	475		214
181	大里	宿前	530		343
182	大里	宿前	534		165
183	大里	宿前	552	1	356
184	大里	宿前	553	1	145
185	大里	宿前	555		578
186	大里	宿前	556	1	452
187	大里	宿前	556	2	46
188	大里	南ヶ谷	567	1	952
189	大里	南ヶ谷	567	2	833
190	大里	南ヶ谷	577		6.61
191	大里	南ヶ谷	585	1	366
192	大里	南ヶ谷	585	2	469
193	大里	南ヶ谷	591		82
194	大里	川間	19	1	124
195	大里	川間	19	2	3.13
196	大里	川間	20	2	191
197	大里	川間	21	2	231
198	大里	川間	23		657
199	大里	西ヶ谷	38		122
200	大里	橋詰	69		297
201	大里	水神木	95		565
202	大里	水神木	100		644
203	大里	水神木	109		1,553.00
合 計					96273.87

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

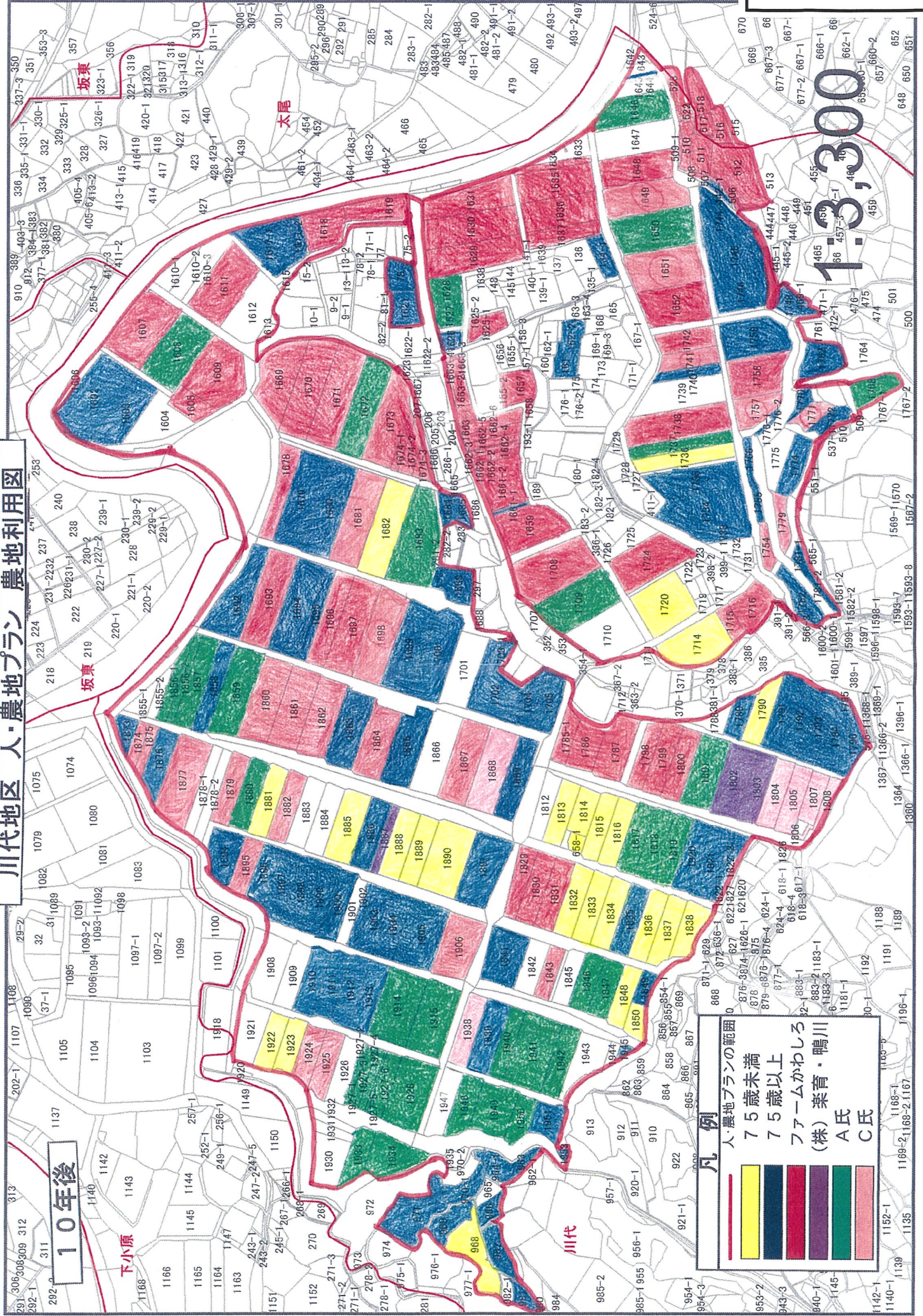
本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。



川代地区 人・農地プラン 農地利用図

10年後



凡例

- 人・農地プランの範囲
- 75歳未満
- 75歳以上
- ファームかわしろ (株) 菜育・鴨川
- A氏
- C氏

1:3,300

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鴨川市	成川山入集落	令和4年〇月〇日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	20.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.1ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	14.0ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内における中心経営体が引き受けている耕作面積の合計	1.9ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・直近の農地管理者は決まっているものの、農業者の高齢化等の問題により、更に先の将来的な担い手については不安が残る。
- ・鳥獣被害による耕作への影響が特に深刻で、これにより将来的な耕作について不安を抱えている農業者も多い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

成川山入集落周辺の農地利用については、中山間地域等直接支払制度の活動を通し、生産基盤となる農地維持や水路、農道整備などの改善に努めていきつつ、中心経営体となる農業者を中心に集約化を進めていく。
中心経営体となる農業者へ貸付を行っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	(氏名・名称) 農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農	K氏	水稻	1.9 ha	水稻	1.9 ha	地域内
計			1.9 ha		1.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 2の課題解決のための具体的な方針

<p>○将来的な担い手不足への不安 中心経営体となる農業者への集約化を中心とし、集落内農地の将来的な管理者について纏めていく。</p>
<p>○新規就農の促進 将来的な中心的経営体の育成・確保に向けて、国や県その他各種事業を活用し、新規就農時の経営負担軽減を図る。 農林水産課、農業委員会、安房農協、農業事務所などの関係機関と連携し新規就農者の育成を進める。</p>
<p>○鳥獣被害が深刻化している 集落内の共同活動により、既設の電柵周辺の草刈、除草剤散布、点検等を頻繁に行いつつ、被害が特に深刻な農地については電柵の新設等も検討し、鳥獣被害の拡大防止に努めていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)			貸付(m ²)
1	大里	水神木	110	1,418.00
2	大里	宮前	256	991
3	大里	宮前	261	472
4	大里	房ヶ谷	292	224
5	大里	上ノ原	314	198
6	大里	上ノ原	315	469
7	大里	上ノ原	326	267
8	大里	上ノ原	330	254
9	大里	榎田	367	185
10	大里	榎田	375	614
11	大里	荒神畑	407	892
12	大里	松ノ下	468	185
13	大里	橋詰	70	862
14	大里	橋詰	75	99
15	大里	橋詰	76	1,421.00
16	大里	橋詰	77	9.91
17	大里	橋詰	81	300
18	大里	水神木	89	548
19	大里	水神木	124	13
20	大里	水神木	125	148
21	大里	下夕田	200	171
22	大里	宮前	217	307
23	大里	宮前	221	419
24	大里	松ノ下	443	1,173.00
25	大里	水神木	99	945
26	大里	水神木	105	1,269.00
27	大里	水神木	107	710
28	大里	水神木	108	132
29	大里	水神木	111	2,082.00
30	大里	水神木	117	819
31	大里	水神木	126	231
32	大里	水神木	127	743
33	大里	五反目	129	981
34	大里	五反目	131	304
35	大里	五反目	134	1,110.00
36	大里	五反目	135	119
37	大里	宇都木	144	545
38	大里	宇都木	145	1,358.00
39	大里	宇都木	146	545
40	大里	宇都木	148	198
41	大里	下夕田	174	618
42	大里	水神木	120	347
43	大里	水神木	128	138
44	大里	房ヶ谷	264	52
45	大里	房ヶ谷	273	42
46	大里	上ノ原	303	280
47	大里	上ノ原	319	135
48	大里	上ノ原	340	89
49	大里	松ノ下	454	76
50	大里	南ヶ谷	575	58
51	大里	南ヶ谷	575	423
52	大里	川間	7	343
53	大里	川間	10	83
54	大里	川間	12	558
55	大里	川間	13	353
56	大里	西ヶ谷	31	1,166.00

57	大里	西ヶ谷	33		396
58	大里	西ヶ谷	51	2	876
59	大里	西ヶ谷	54		1,173.00
60	大里	西ヶ谷	56	1	978
61	大里	橋詰	59		806
62	大里	橋詰	60		52
63	大里	橋詰	61		261
64	大里	橋詰	62		290
65	大里	橋詰	63		320
66	大里	橋詰	64		476
67	大里	橋詰	71		1,173.00
68	大里	水神木	86		188
69	大里	水神木	88		499
70	大里	水神木	91	1	1,120.00
71	大里	水神木	92	1	690
72	大里	水神木	92	2	717
73	大里	水神木	94		823
74	大里	宮前	232		350
75	大里	川間	26		909
76	大里	落合	612		912
77	大里	落合	613	1	917
78	大里	落合	623	1	195
79	大里	橋詰	73		1,461.00
80	大里	橋詰	74		803
81	大里	橋詰	78		773
82	大里	水神木	101	1	1,450.00
83	大里	南ヶ谷	576	1	148
84	大里	南ヶ谷	576	2	426
85	大里	南ヶ谷	580		257
86	大里	南ヶ谷	584		277
87	大里	下夕田	212	1	326
88	大里	下夕田	213	3	27
89	大里	宮前	235		489
90	大里	房ヶ谷	263		241
91	大里	房ヶ谷	279	4	1,209.00
92	大里	房ヶ谷	290	2	338
93	大里	房ヶ谷	291		234
94	大里	房ヶ谷	293		337
95	大里	房ヶ谷	294		337
96	大里	房ヶ谷	295		634
97	大里	上ノ原	313		737
98	大里	上ノ原	316		380
99	大里	上ノ原	317		280
100	大里	上ノ原	328		119
101	大里	上ノ原	329		264
102	大里	榎田	386		608
103	大里	榎田	392		538
104	大里	榎田	405		231
105	大里	松ノ下	441		360
106	大里	松ノ下	445		1,345.00
107	大里	松ノ下	447		26
108	大里	松ノ下	449		6.61
109	大里	松ノ下	450		598
110	大里	松ノ下	462		1,180.00
111	大里	松ノ下	463		158
112	大里	松ノ下	464		16
113	大里	松ノ下	471	1	160
114	大里	松ノ下	472	1	64
115	大里	松ノ下	473	1	46

116	大里	松ノ下	474	1	451
117	大里	宿前	528		327
118	大里	宿前	532	1	322
119	大里	宿前	559	2	611
120	大里	宿前	532	4	98
121	大里	西ヶ谷	45		380
122	大里	松ノ下	456		317
123	大里	宿前	526		89
124	大里	宿前	529		373
125	大里	南ヶ谷	569	1	310
126	大里	落合	614	1	228
127	大里	落合	625	1	95
128	大里	落合	626	1	344
129	大里	落合	627	1	278
130	大里	荒神畑	417	1	981
131	大里	宮前	237		59
132	大里	宮前	238		452
133	大里	宮前	248		234
134	大里	宮前	249		386
135	大里	宮前	250		439
136	大里	上ノ原	310		525
137	大里	榎田	370		466
138	大里	榎田	372		809
139	大里	宮前	222		661
140	大里	宮前	226		1,276.00
141	大里	宮前	233	1	555
142	大里	宮前	234		552
143	大里	宮前	236		436
144	大里	宮前	239		69
145	大里	宮前	253	9001	588
146	大里	宮前	253	9002	641
147	大里	橋詰	82		1,365.00
148	大里	橋詰	85		522
149	大里	水神木	102	2	66
150	大里	宮前	223		294
151	大里	松ノ下	460		340
152	大里	宿前	531	1	644
153	大里	宿前	531	5	90
154	大里	宿前	535	4	54
155	大里	宿前	559	3	564
156	大里	宿前	559	13	38
157	大里	宿前	559	17	29
158	大里	宿前	560	2	510
159	大里	宿前	561	2	379
160	大里	水神木	114		373
161	大里	水神木	118		552
162	大里	水神木	119		152
163	大里	五反目	132		231
164	大里	五反目	133		489
165	大里	五反目	138		178
166	大里	五反目	143		1,110.00
167	大里	宮前	227		1,140.00
168	大里	宮前	254		476
169	大里	房ヶ谷	266	1	544
170	大里	房ヶ谷	266	3	33
171	大里	房ヶ谷	267	1	413
172	大里	榎田	371		178
173	大里	榎田	373		717
174	大里	榎田	376		439

175	大里	榎田	378		310
176	大里	荒神畑	425		833
177	大里	松ノ下	466		6.61
178	大里	松ノ下	467		515
179	大里	松ノ下	470		446
180	大里	松ノ下	475		214
181	大里	宿前	530		343
182	大里	宿前	534		165
183	大里	宿前	552	1	356
184	大里	宿前	553	1	145
185	大里	宿前	555		578
186	大里	宿前	556	1	452
187	大里	宿前	556	2	46
188	大里	南ヶ谷	567	1	952
189	大里	南ヶ谷	567	2	833
190	大里	南ヶ谷	577		6.61
191	大里	南ヶ谷	585	1	366
192	大里	南ヶ谷	585	2	469
193	大里	南ヶ谷	591		82
194	大里	川間	19	1	124
195	大里	川間	19	2	3.13
196	大里	川間	20	2	191
197	大里	川間	21	2	231
198	大里	川間	23		657
199	大里	西ヶ谷	38		122
200	大里	橋詰	69		297
201	大里	水神木	95		565
202	大里	水神木	100		644
203	大里	水神木	109		1,553.00
合 計					96273.87

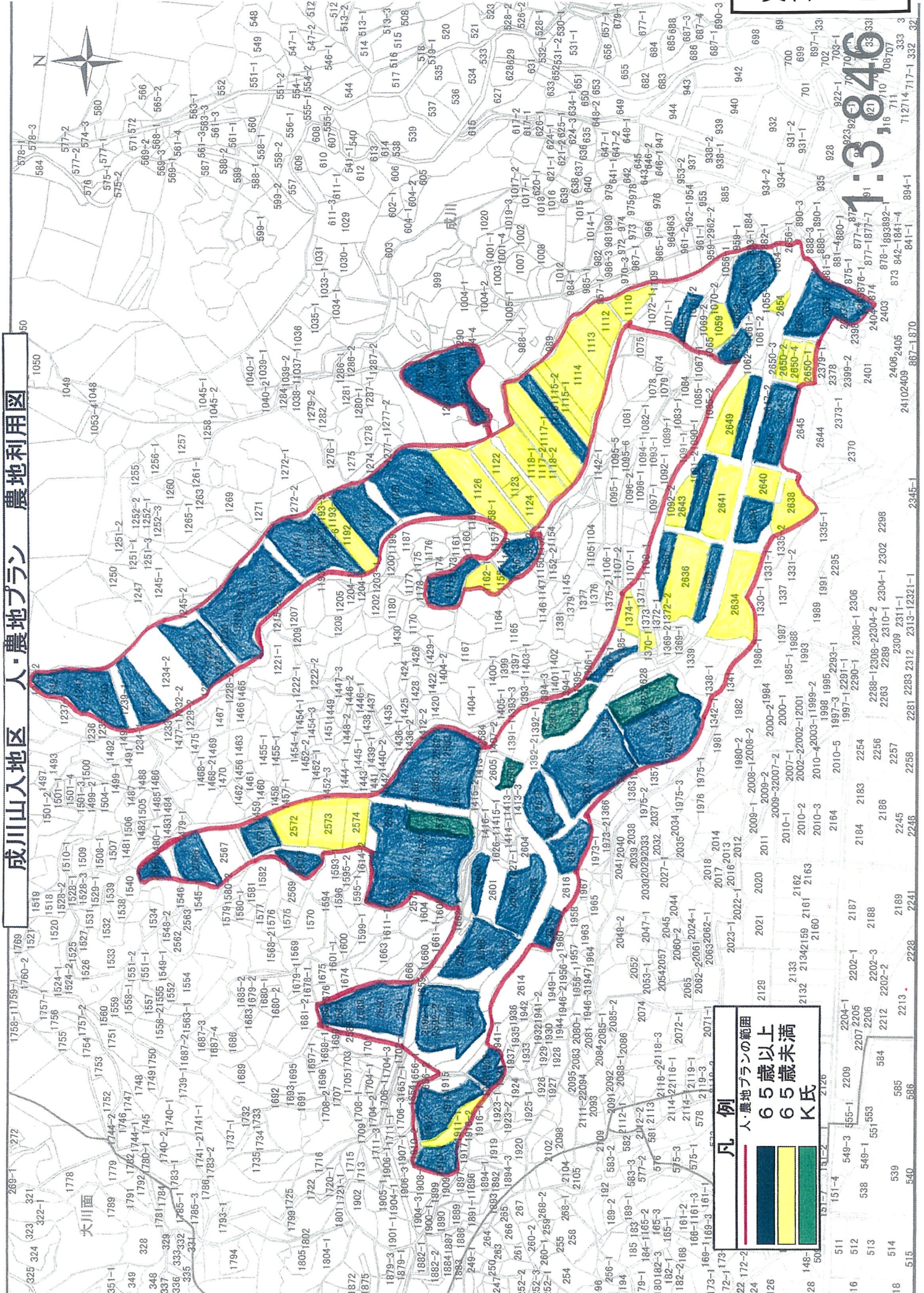
注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

成川山入地区 人・農地プラン 農地利用図



凡例

- 人・農地プランの範囲
- 65歳以上
- 65歳未満
- K氏

3,846

1,384

264

264

264

264

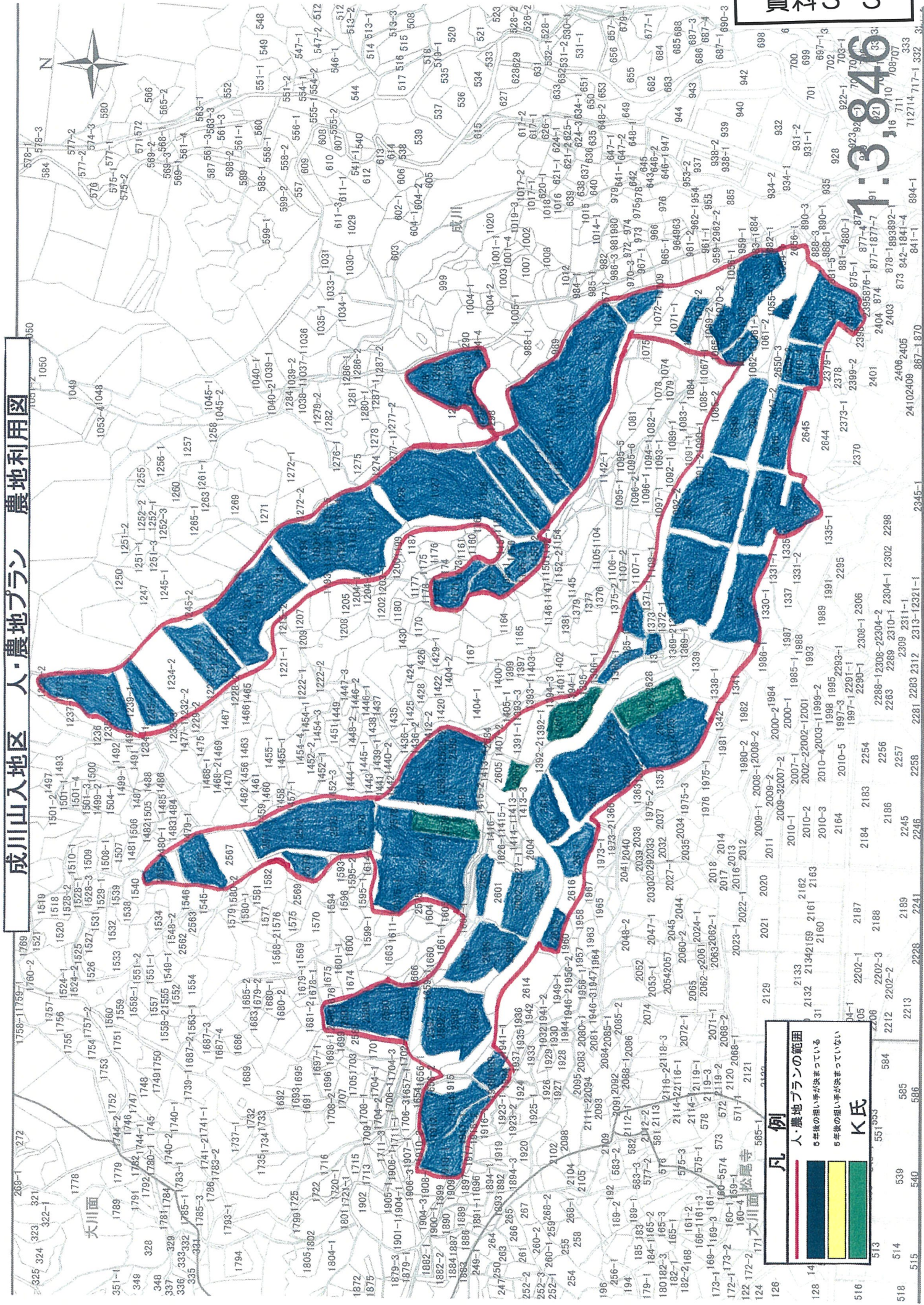
264

264

成川山入地区 人・農地プラン 農地利用図



1-5846



凡例

- 人・農地プランの範囲
- 5年後の扱いが決まっている
- 5年後の扱いが決まっていない

K氏

513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鴨川市	大幡集落	令和4年〇月〇日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	26.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.5ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	19.5ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.1ha
④地区内における中心経営体が引き受けている耕作面積の合計	5.03ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.8ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・傾斜の急な中山間地が中心であるため、耕作条件が悪く荒廃が進みやすい農地が多い
- ・農業者の高齢化等の問題により、将来的な担い手が確保できていない
- ・鳥獣被害による耕作への影響が大きく、農業者の耕作意欲も削がれている

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大幡集落周辺の農地利用については、中山間地域等直接支払制度の活動を通し、生産基盤となる農地維持や水路、農道整備などの改善に努めていきつつ、中心経営体となる農業者を中心に集約化を進めていく。新規就農者の受入れを推進することで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	(氏名・名称) 農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農	〇氏	水稲	1.49 ha	水稲	1.49 ha	地域内
認農	A氏	水稲	2.98 ha	水稲	2.98 ha	地域内
認農	T氏	水稲	0.56 ha	水稲	0.56 ha	地域内
認就	M氏		0 ha	水稲・果樹	0.8 ha	地域内
計			5.03 ha		5.83 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 2の課題解決のための具体的な方針

<p>○耕作条件の悪い農地が多い 集落内で共同利用する自走式草刈機導入等による作業の省力化を図るなどし、耕作条件の改善に努めていく</p>
<p>○将来的な担い手の不足 新規就農者の受入れや農業者の親族等に田植え・草刈り・稲刈り等の農作業に協力してもらい、将来的な担い手を少しでも確保していく。</p>
<p>○新規就農の促進 将来的な中心的経営体の育成・確保に向けて、国や県その他各種事業を活用し、新規就農時の経営負担軽減を図る。 農林水産課、農業委員会、安房農協、農業事務所などの関係機関と連携し新規就農者の育成を進める。</p>
<p>○鳥獣被害が深刻化している 集落内の共同活動により有害獣対策用の電柵の新設を進めていき、鳥獣被害の防止に努める。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)			貸付(m ²)
1	大里	水神木	110	1,418.00
2	大里	宮前	256	991
3	大里	宮前	261	472
4	大里	房ヶ谷	292	224
5	大里	上ノ原	314	198
6	大里	上ノ原	315	469
7	大里	上ノ原	326	267
8	大里	上ノ原	330	254
9	大里	榎田	367	185
10	大里	榎田	375	614
11	大里	荒神畑	407	892
12	大里	松ノ下	468	185
13	大里	橋詰	70	862
14	大里	橋詰	75	99
15	大里	橋詰	76	1,421.00
16	大里	橋詰	77	9.91
17	大里	橋詰	81	300
18	大里	水神木	89	548
19	大里	水神木	124	13
20	大里	水神木	125	148
21	大里	下夕田	200	171
22	大里	宮前	217	307
23	大里	宮前	221	419
24	大里	松ノ下	443	1,173.00
25	大里	水神木	99	945
26	大里	水神木	105	1,269.00
27	大里	水神木	107	710
28	大里	水神木	108	132
29	大里	水神木	111	2,082.00
30	大里	水神木	117	819
31	大里	水神木	126	231
32	大里	水神木	127	743
33	大里	五反目	129	981
34	大里	五反目	131	304
35	大里	五反目	134	1,110.00
36	大里	五反目	135	119
37	大里	宇都木	144	545
38	大里	宇都木	145	1,358.00
39	大里	宇都木	146	545
40	大里	宇都木	148	198
41	大里	下夕田	174	618
42	大里	水神木	120	347
43	大里	水神木	128	138
44	大里	房ヶ谷	264	52
45	大里	房ヶ谷	273	42
46	大里	上ノ原	303	280
47	大里	上ノ原	319	135
48	大里	上ノ原	340	89
49	大里	松ノ下	454	76
50	大里	南ヶ谷	575	58
51	大里	南ヶ谷	575	423
52	大里	川間	7	343
53	大里	川間	10	83
54	大里	川間	12	558
55	大里	川間	13	353
56	大里	西ヶ谷	31	1,166.00

57	大里	西ヶ谷	33		396
58	大里	西ヶ谷	51	2	876
59	大里	西ヶ谷	54		1,173.00
60	大里	西ヶ谷	56	1	978
61	大里	橋詰	59		806
62	大里	橋詰	60		52
63	大里	橋詰	61		261
64	大里	橋詰	62		290
65	大里	橋詰	63		320
66	大里	橋詰	64		476
67	大里	橋詰	71		1,173.00
68	大里	水神木	86		188
69	大里	水神木	88		499
70	大里	水神木	91	1	1,120.00
71	大里	水神木	92	1	690
72	大里	水神木	92	2	717
73	大里	水神木	94		823
74	大里	宮前	232		350
75	大里	川間	26		909
76	大里	落合	612		912
77	大里	落合	613	1	917
78	大里	落合	623	1	195
79	大里	橋詰	73		1,461.00
80	大里	橋詰	74		803
81	大里	橋詰	78		773
82	大里	水神木	101	1	1,450.00
83	大里	南ヶ谷	576	1	148
84	大里	南ヶ谷	576	2	426
85	大里	南ヶ谷	580		257
86	大里	南ヶ谷	584		277
87	大里	下夕田	212	1	326
88	大里	下夕田	213	3	27
89	大里	宮前	235		489
90	大里	房ヶ谷	263		241
91	大里	房ヶ谷	279	4	1,209.00
92	大里	房ヶ谷	290	2	338
93	大里	房ヶ谷	291		234
94	大里	房ヶ谷	293		337
95	大里	房ヶ谷	294		337
96	大里	房ヶ谷	295		634
97	大里	上ノ原	313		737
98	大里	上ノ原	316		380
99	大里	上ノ原	317		280
100	大里	上ノ原	328		119
101	大里	上ノ原	329		264
102	大里	榎田	386		608
103	大里	榎田	392		538
104	大里	榎田	405		231
105	大里	松ノ下	441		360
106	大里	松ノ下	445		1,345.00
107	大里	松ノ下	447		26
108	大里	松ノ下	449		6.61
109	大里	松ノ下	450		598
110	大里	松ノ下	462		1,180.00
111	大里	松ノ下	463		158
112	大里	松ノ下	464		16
113	大里	松ノ下	471	1	160
114	大里	松ノ下	472	1	64
115	大里	松ノ下	473	1	46

116	大里	松ノ下	474	1	451
117	大里	宿前	528		327
118	大里	宿前	532	1	322
119	大里	宿前	559	2	611
120	大里	宿前	532	4	98
121	大里	西ヶ谷	45		380
122	大里	松ノ下	456		317
123	大里	宿前	526		89
124	大里	宿前	529		373
125	大里	南ヶ谷	569	1	310
126	大里	落合	614	1	228
127	大里	落合	625	1	95
128	大里	落合	626	1	344
129	大里	落合	627	1	278
130	大里	荒神畑	417	1	981
131	大里	宮前	237		59
132	大里	宮前	238		452
133	大里	宮前	248		234
134	大里	宮前	249		386
135	大里	宮前	250		439
136	大里	上ノ原	310		525
137	大里	榎田	370		466
138	大里	榎田	372		809
139	大里	宮前	222		661
140	大里	宮前	226		1,276.00
141	大里	宮前	233	1	555
142	大里	宮前	234		552
143	大里	宮前	236		436
144	大里	宮前	239		69
145	大里	宮前	253	9001	588
146	大里	宮前	253	9002	641
147	大里	橋詰	82		1,365.00
148	大里	橋詰	85		522
149	大里	水神木	102	2	66
150	大里	宮前	223		294
151	大里	松ノ下	460		340
152	大里	宿前	531	1	644
153	大里	宿前	531	5	90
154	大里	宿前	535	4	54
155	大里	宿前	559	3	564
156	大里	宿前	559	13	38
157	大里	宿前	559	17	29
158	大里	宿前	560	2	510
159	大里	宿前	561	2	379
160	大里	水神木	114		373
161	大里	水神木	118		552
162	大里	水神木	119		152
163	大里	五反目	132		231
164	大里	五反目	133		489
165	大里	五反目	138		178
166	大里	五反目	143		1,110.00
167	大里	宮前	227		1,140.00
168	大里	宮前	254		476
169	大里	房ヶ谷	266	1	544
170	大里	房ヶ谷	266	3	33
171	大里	房ヶ谷	267	1	413
172	大里	榎田	371		178
173	大里	榎田	373		717
174	大里	榎田	376		439

175	大里	榎田	378		310
176	大里	荒神畑	425		833
177	大里	松ノ下	466		6.61
178	大里	松ノ下	467		515
179	大里	松ノ下	470		446
180	大里	松ノ下	475		214
181	大里	宿前	530		343
182	大里	宿前	534		165
183	大里	宿前	552	1	356
184	大里	宿前	553	1	145
185	大里	宿前	555		578
186	大里	宿前	556	1	452
187	大里	宿前	556	2	46
188	大里	南ヶ谷	567	1	952
189	大里	南ヶ谷	567	2	833
190	大里	南ヶ谷	577		6.61
191	大里	南ヶ谷	585	1	366
192	大里	南ヶ谷	585	2	469
193	大里	南ヶ谷	591		82
194	大里	川間	19	1	124
195	大里	川間	19	2	3.13
196	大里	川間	20	2	191
197	大里	川間	21	2	231
198	大里	川間	23		657
199	大里	西ヶ谷	38		122
200	大里	橋詰	69		297
201	大里	水神木	95		565
202	大里	水神木	100		644
203	大里	水神木	109		1,553.00
合 計					96273.87

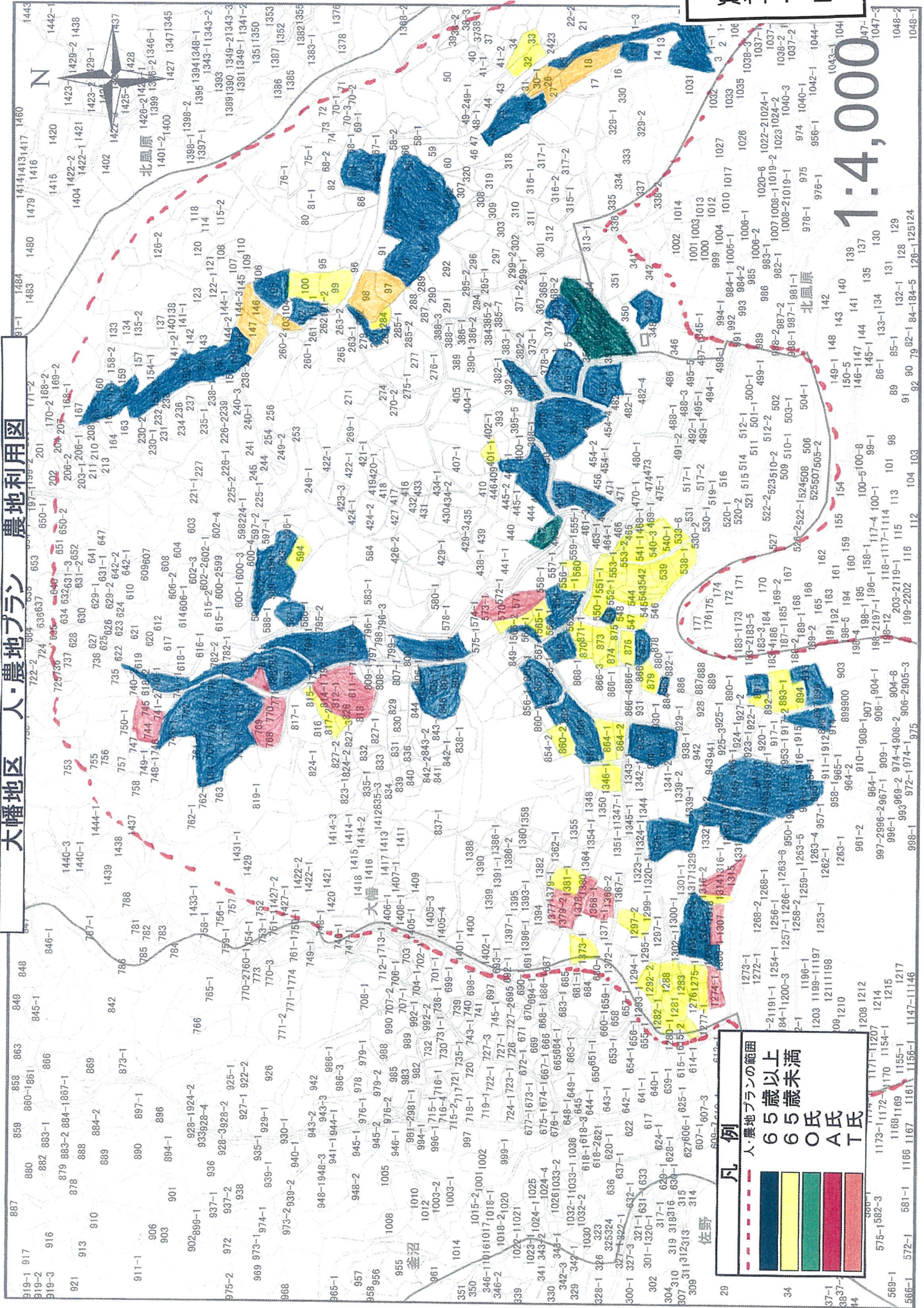
注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

大幡地区 人・農地プラン 農地利用図



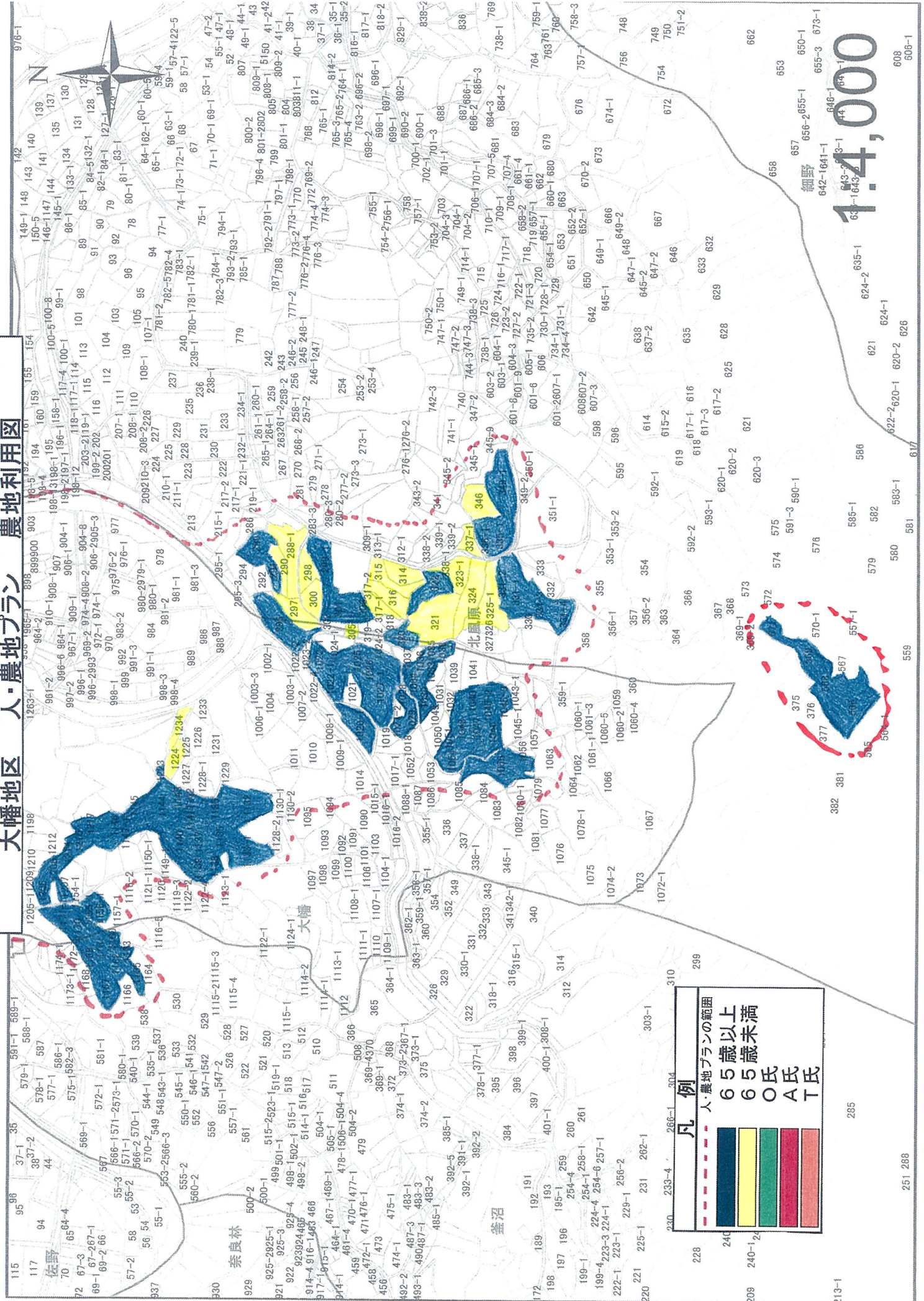
凡例

- 人・農地プランの範囲
- 65歳以上
- 65歳未満
- O氏
- A氏
- T氏

1:4,000

佐野

大幡地区 人・農地プラン 農地利用図



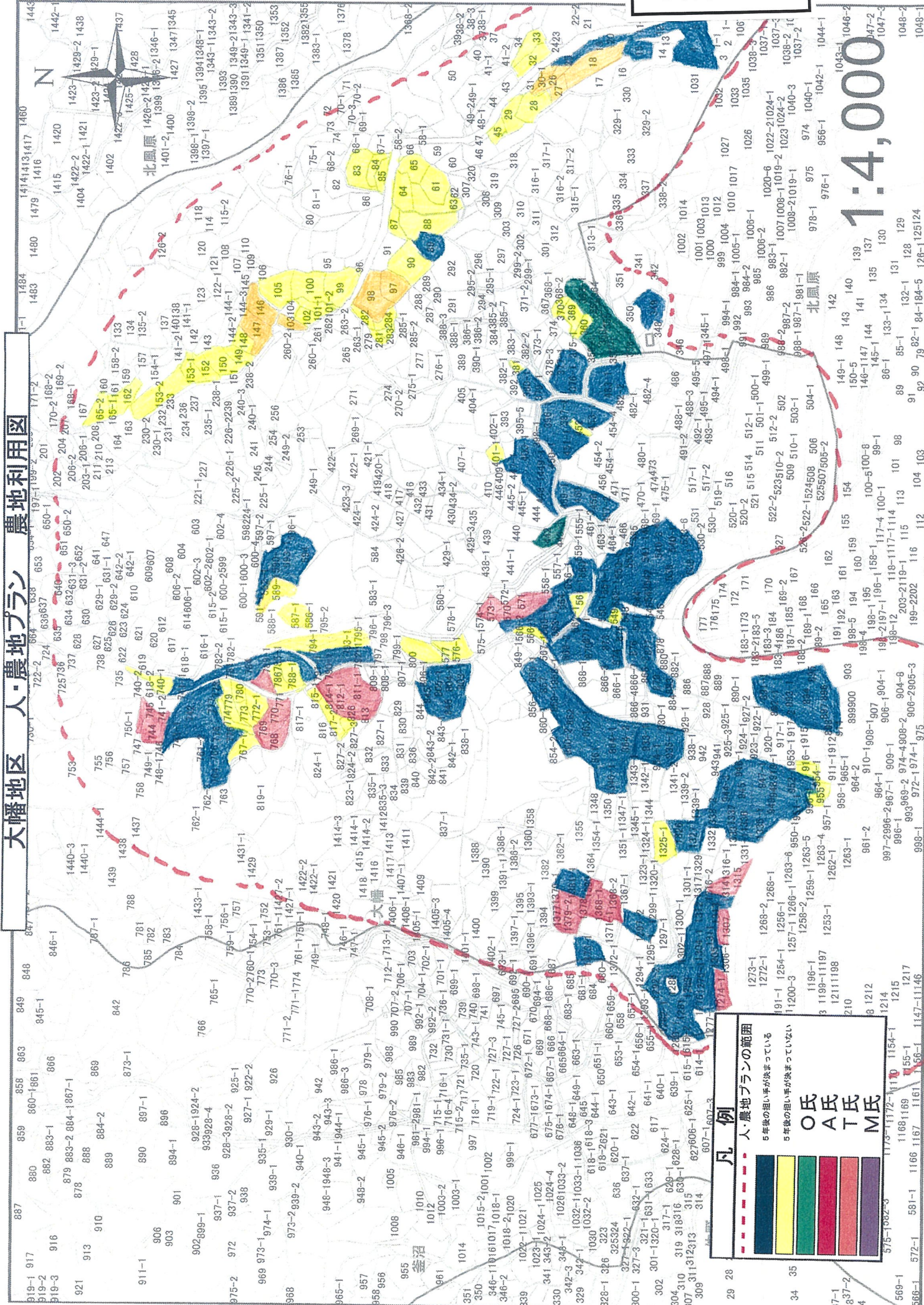
凡例

- 人・農地プランの範囲
- 65歳以上
- 65歳未満
- 〇氏
- A氏
- T氏

1:4,000

細野

大幡地区 人・農地プラン



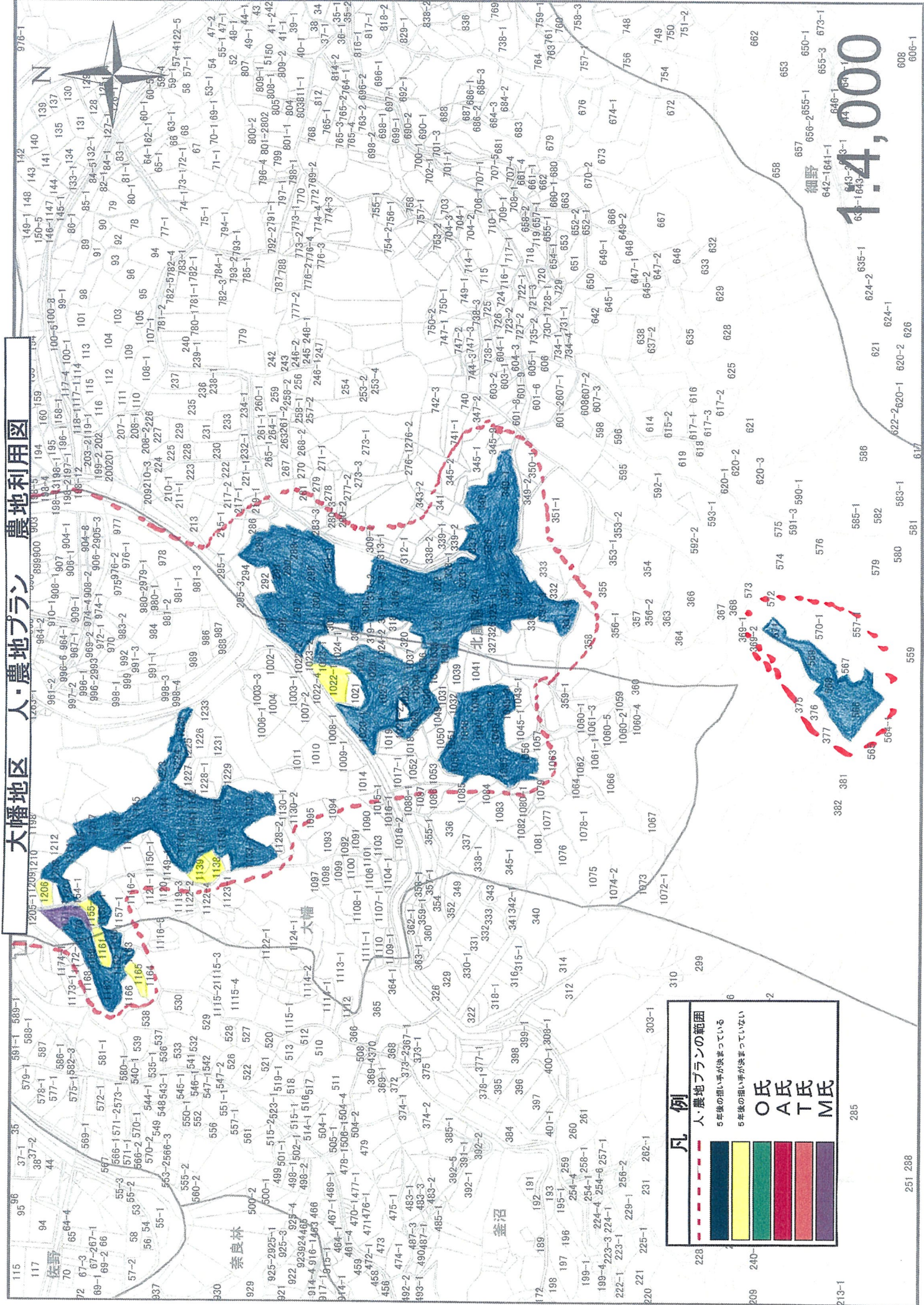
1:4,000

凡例

- 人・農地プランの範囲
- 5年後の理小平準が決まっている
- 5年前の理小平準が決まっている

O氏
A氏
T氏
M氏

大幡地区 人・農地プラン



凡例

- 人・農地プランの範囲
- 5年後の狙い手が決まっている
- 5年後の狙い手が決まっていない

○氏
A氏
T氏
M氏

1:4,000

細野

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鴨川市	平中二集落	令和4年〇月〇日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	14.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.7ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	10.1ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.1ha
④地区内における中心経営体を引き受けている耕作面積の合計	1.1ha
⑤地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・傾斜の急な中山間地が中心であるため、耕作条件が悪く荒廃が進みやすい農地が多い
- ・農業者の高齢化等の問題により、将来的な担い手が確保できていない

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

平中二集落周辺の農地利用については、中山間地域等直接支払制度の活動を通し、生産基盤となる農地維持や水路、農道整備などの改善に努めていきつつ、中心経営体となる農業者を中心に集約化を進めていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	(氏名・名称) 農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農	H氏	酪農＋水稻	0.2 ha	酪農＋水稻	0.2 ha	地域内
法人	Y氏	水稻	0.9 ha	水稻	0.9 ha	地域内
計			1.1 ha		1.1 ha	

4 2の課題解決のための具体的な方針

○耕作条件の悪い農地が多い

農業者各自の作業以外にも、集落で共同しての草刈りを7月・10月前後に行い、荒廃農地の発生防止に努める

○将来的な担い手の不足

農業者の親族等に田植え・草刈り・稲刈り等の農作業に協力してもらい、将来的な担い手を少しでも確保していく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)			貸付(m ²)
1	大里	水神木	110	1,418.00
2	大里	宮前	256	991
3	大里	宮前	261	472
4	大里	房ヶ谷	292	224
5	大里	上ノ原	314	198
6	大里	上ノ原	315	469
7	大里	上ノ原	326	267
8	大里	上ノ原	330	254
9	大里	榎田	367	185
10	大里	榎田	375	614
11	大里	荒神畑	407	892
12	大里	松ノ下	468	185
13	大里	橋詰	70	862
14	大里	橋詰	75	99
15	大里	橋詰	76	1,421.00
16	大里	橋詰	77	9.91
17	大里	橋詰	81	300
18	大里	水神木	89	548
19	大里	水神木	124	13
20	大里	水神木	125	148
21	大里	下夕田	200	171
22	大里	宮前	217	307
23	大里	宮前	221	419
24	大里	松ノ下	443	1,173.00
25	大里	水神木	99	945
26	大里	水神木	105	1,269.00
27	大里	水神木	107	710
28	大里	水神木	108	132
29	大里	水神木	111	2,082.00
30	大里	水神木	117	819
31	大里	水神木	126	231
32	大里	水神木	127	743
33	大里	五反目	129	981
34	大里	五反目	131	304
35	大里	五反目	134	1,110.00
36	大里	五反目	135	119
37	大里	宇都木	144	545
38	大里	宇都木	145	1,358.00
39	大里	宇都木	146	545
40	大里	宇都木	148	198
41	大里	下夕田	174	618
42	大里	水神木	120	347
43	大里	水神木	128	138
44	大里	房ヶ谷	264	52
45	大里	房ヶ谷	273	42
46	大里	上ノ原	303	280
47	大里	上ノ原	319	135
48	大里	上ノ原	340	89
49	大里	松ノ下	454	76
50	大里	南ヶ谷	575	58
51	大里	南ヶ谷	575	423
52	大里	川間	7	343
53	大里	川間	10	83
54	大里	川間	12	558
55	大里	川間	13	353
56	大里	西ヶ谷	31	1,166.00

57	大里	西ヶ谷	33		396
58	大里	西ヶ谷	51	2	876
59	大里	西ヶ谷	54		1,173.00
60	大里	西ヶ谷	56	1	978
61	大里	橋詰	59		806
62	大里	橋詰	60		52
63	大里	橋詰	61		261
64	大里	橋詰	62		290
65	大里	橋詰	63		320
66	大里	橋詰	64		476
67	大里	橋詰	71		1,173.00
68	大里	水神木	86		188
69	大里	水神木	88		499
70	大里	水神木	91	1	1,120.00
71	大里	水神木	92	1	690
72	大里	水神木	92	2	717
73	大里	水神木	94		823
74	大里	宮前	232		350
75	大里	川間	26		909
76	大里	落合	612		912
77	大里	落合	613	1	917
78	大里	落合	623	1	195
79	大里	橋詰	73		1,461.00
80	大里	橋詰	74		803
81	大里	橋詰	78		773
82	大里	水神木	101	1	1,450.00
83	大里	南ヶ谷	576	1	148
84	大里	南ヶ谷	576	2	426
85	大里	南ヶ谷	580		257
86	大里	南ヶ谷	584		277
87	大里	下夕田	212	1	326
88	大里	下夕田	213	3	27
89	大里	宮前	235		489
90	大里	房ヶ谷	263		241
91	大里	房ヶ谷	279	4	1,209.00
92	大里	房ヶ谷	290	2	338
93	大里	房ヶ谷	291		234
94	大里	房ヶ谷	293		337
95	大里	房ヶ谷	294		337
96	大里	房ヶ谷	295		634
97	大里	上ノ原	313		737
98	大里	上ノ原	316		380
99	大里	上ノ原	317		280
100	大里	上ノ原	328		119
101	大里	上ノ原	329		264
102	大里	榎田	386		608
103	大里	榎田	392		538
104	大里	榎田	405		231
105	大里	松ノ下	441		360
106	大里	松ノ下	445		1,345.00
107	大里	松ノ下	447		26
108	大里	松ノ下	449		6.61
109	大里	松ノ下	450		598
110	大里	松ノ下	462		1,180.00
111	大里	松ノ下	463		158
112	大里	松ノ下	464		16
113	大里	松ノ下	471	1	160
114	大里	松ノ下	472	1	64
115	大里	松ノ下	473	1	46

116	大里	松ノ下	474	1	451
117	大里	宿前	528		327
118	大里	宿前	532	1	322
119	大里	宿前	559	2	611
120	大里	宿前	532	4	98
121	大里	西ヶ谷	45		380
122	大里	松ノ下	456		317
123	大里	宿前	526		89
124	大里	宿前	529		373
125	大里	南ヶ谷	569	1	310
126	大里	落合	614	1	228
127	大里	落合	625	1	95
128	大里	落合	626	1	344
129	大里	落合	627	1	278
130	大里	荒神畑	417	1	981
131	大里	宮前	237		59
132	大里	宮前	238		452
133	大里	宮前	248		234
134	大里	宮前	249		386
135	大里	宮前	250		439
136	大里	上ノ原	310		525
137	大里	榎田	370		466
138	大里	榎田	372		809
139	大里	宮前	222		661
140	大里	宮前	226		1,276.00
141	大里	宮前	233	1	555
142	大里	宮前	234		552
143	大里	宮前	236		436
144	大里	宮前	239		69
145	大里	宮前	253	9001	588
146	大里	宮前	253	9002	641
147	大里	橋詰	82		1,365.00
148	大里	橋詰	85		522
149	大里	水神木	102	2	66
150	大里	宮前	223		294
151	大里	松ノ下	460		340
152	大里	宿前	531	1	644
153	大里	宿前	531	5	90
154	大里	宿前	535	4	54
155	大里	宿前	559	3	564
156	大里	宿前	559	13	38
157	大里	宿前	559	17	29
158	大里	宿前	560	2	510
159	大里	宿前	561	2	379
160	大里	水神木	114		373
161	大里	水神木	118		552
162	大里	水神木	119		152
163	大里	五反目	132		231
164	大里	五反目	133		489
165	大里	五反目	138		178
166	大里	五反目	143		1,110.00
167	大里	宮前	227		1,140.00
168	大里	宮前	254		476
169	大里	房ヶ谷	266	1	544
170	大里	房ヶ谷	266	3	33
171	大里	房ヶ谷	267	1	413
172	大里	榎田	371		178
173	大里	榎田	373		717
174	大里	榎田	376		439

175	大里	榎田	378		310
176	大里	荒神畑	425		833
177	大里	松ノ下	466		6.61
178	大里	松ノ下	467		515
179	大里	松ノ下	470		446
180	大里	松ノ下	475		214
181	大里	宿前	530		343
182	大里	宿前	534		165
183	大里	宿前	552	1	356
184	大里	宿前	553	1	145
185	大里	宿前	555		578
186	大里	宿前	556	1	452
187	大里	宿前	556	2	46
188	大里	南ヶ谷	567	1	952
189	大里	南ヶ谷	567	2	833
190	大里	南ヶ谷	577		6.61
191	大里	南ヶ谷	585	1	366
192	大里	南ヶ谷	585	2	469
193	大里	南ヶ谷	591		82
194	大里	川間	19	1	124
195	大里	川間	19	2	3.13
196	大里	川間	20	2	191
197	大里	川間	21	2	231
198	大里	川間	23		657
199	大里	西ヶ谷	38		122
200	大里	橋詰	69		297
201	大里	水神木	95		565
202	大里	水神木	100		644
203	大里	水神木	109		1,553.00
合 計					96273.87

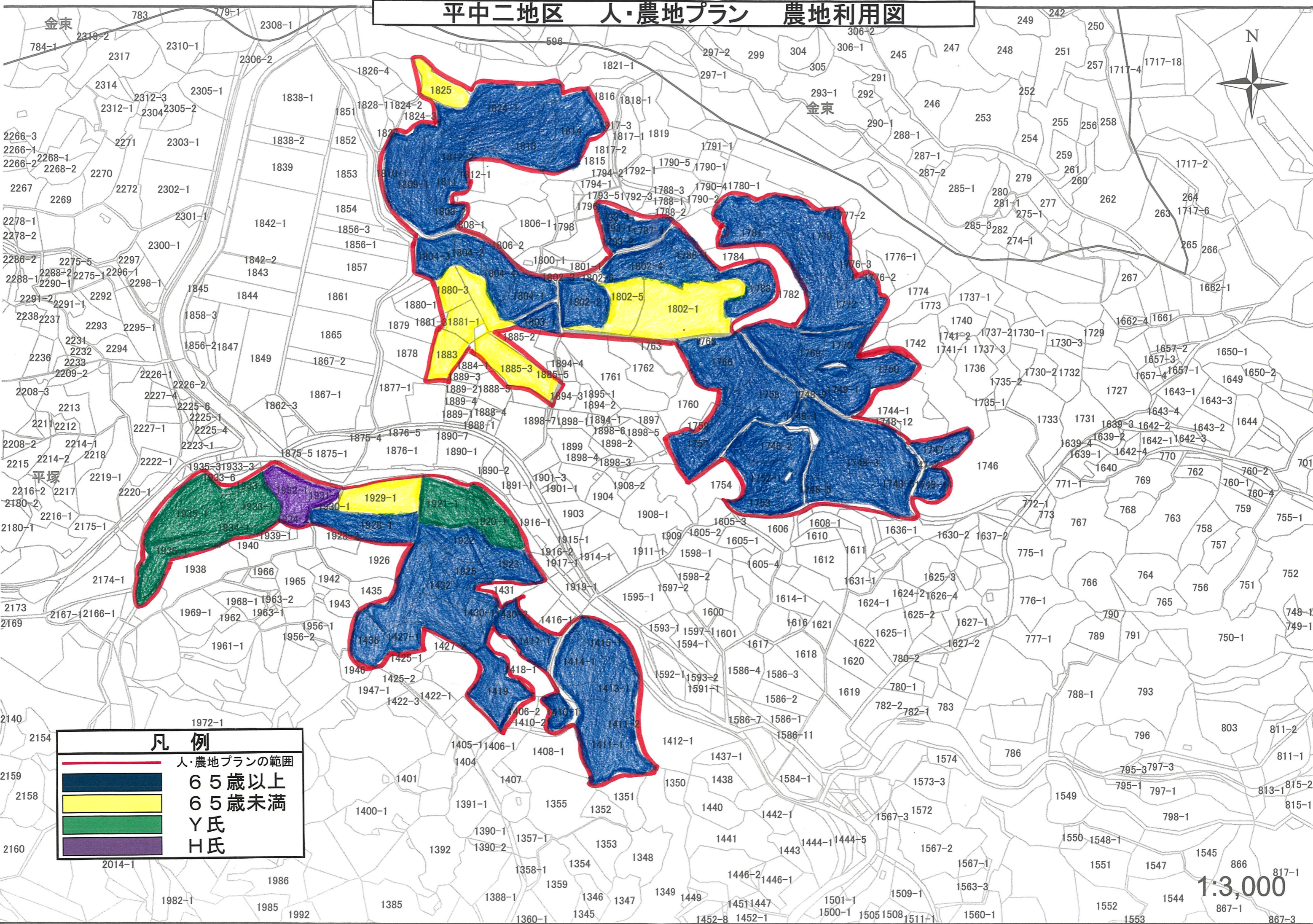
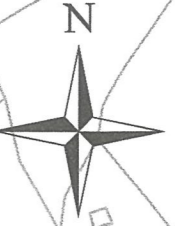
注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）



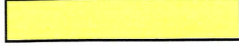

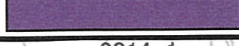
本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

平中二地区 人・農地プラン 農地利用図








凡例

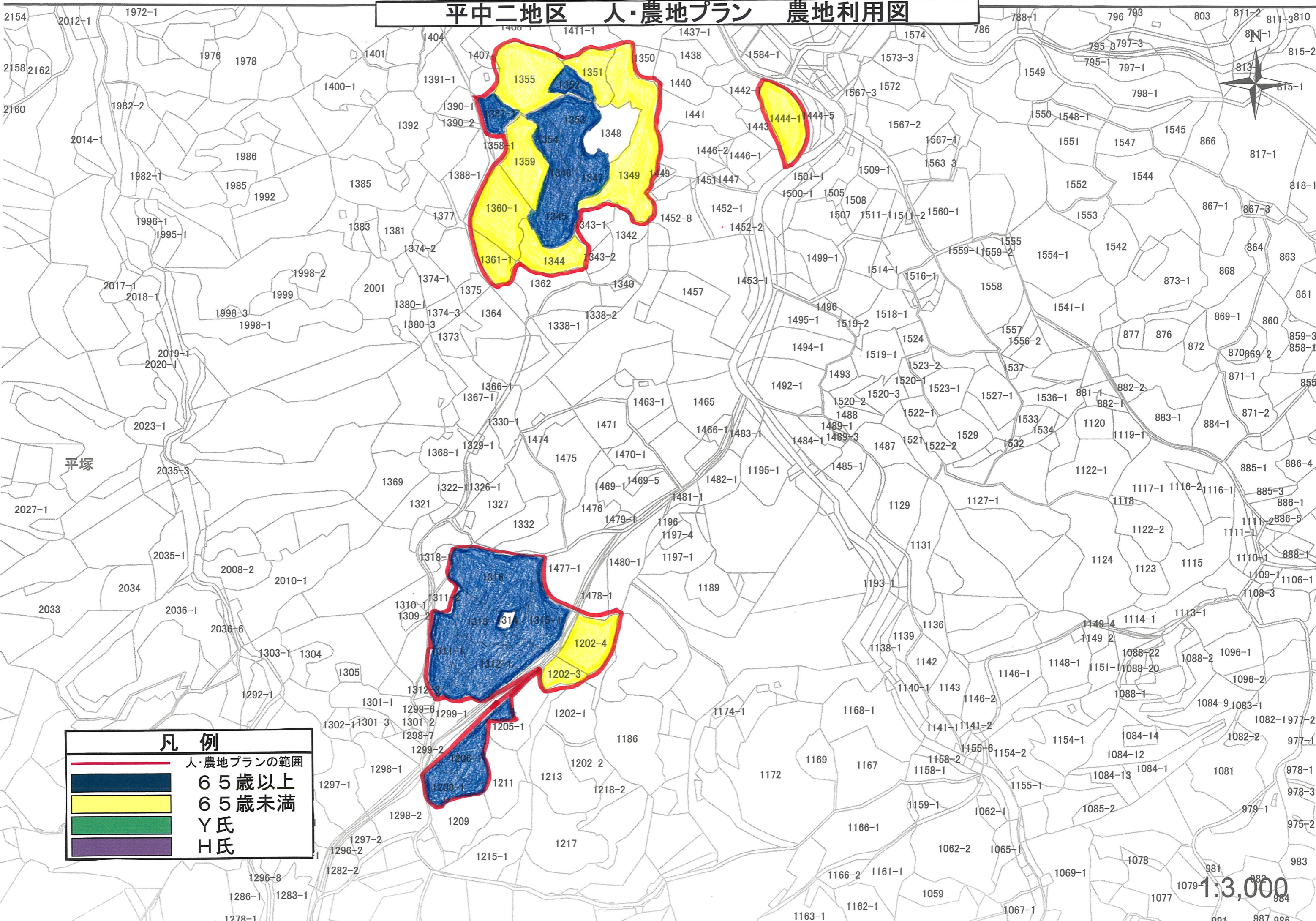
	人・農地プランの範囲
	65歳以上
	65歳未満
	Y氏
	H氏

1:3,000

平中二地区 人・農地プラン 農地利用図

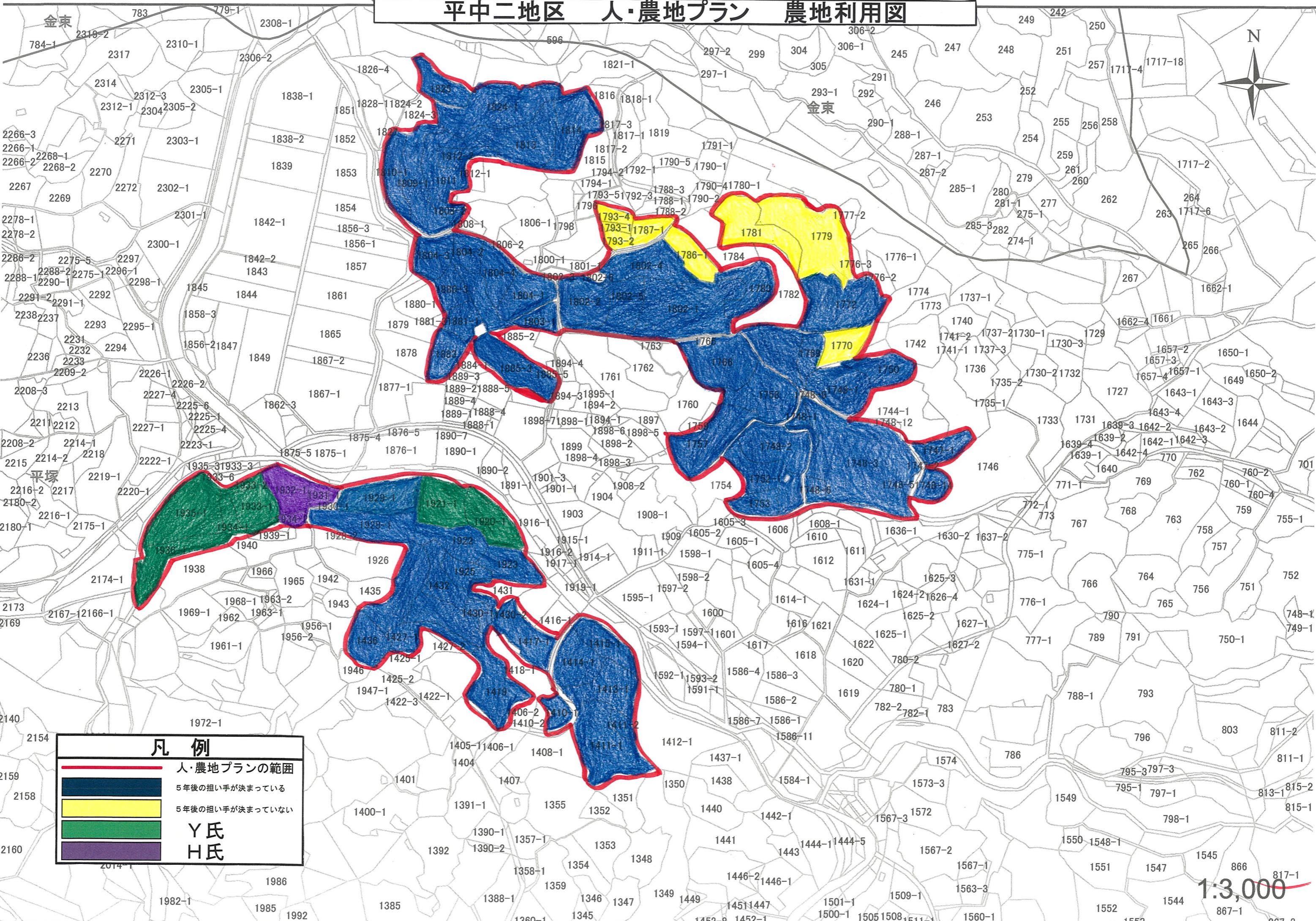


凡 例	
	人・農地プランの範囲
	65歳以上
	65歳未満
	Y氏
	H氏



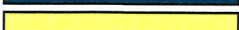


1:3,000

平中二地区 人・農地プラン 農地利用図



凡例

-  人・農地プランの範囲
 -  5年後の担い手が決まっている
 -  5年後の担い手が決まっていない
- Y氏**
- H氏**

1:3,000

平中二地区 人・農地プラン 農地利用図



凡例

- 人・農地プランの範囲
- 5年後の担い手が決まっている
- 5年後の担い手が決まっていない

Y氏
H氏

